



- 目次
- ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報
 - ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
 - ③【案内】 基本を知る
 - ④【Q&A】 疑問をほぐす
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える
 - ⑥【シリーズ】 海外編

「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」が2018年3月28日に公表されました。

消費者庁で、平成29年4月から平成30年3月までの全10回にわたり、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」が開催され、3月28日に、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」が取りまとめられました。

表示方法

①「遺伝子組換え不分別」の表示方法

表示方法は2つあるね。

ア 現行制度の概要

現行制度において、分別生産流通管理(IPハンドリング)が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には「遺伝子組換え」である旨を、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「**遺伝子組換え不分別**」など遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物である旨を表示することが義務付けられている。

＜整理の方向性＞

「遺伝子組換え不分別」の表現に代わる実態を反映した**分かりやすく誤認を招かないような表示を検討する**。なお、「遺伝子組換え不分別」の**説明文の付記**が、消費者に実態を伝える有効な手段であるとされた。事業者においては、消費者庁の上記取組と並行して、当該手段を用いた自主的な情報提供に努めることが望まれる。

「消費者庁HP「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」資料から作成

※続きはPage1-2(会員)で記載しています。

【先月の回収事故の分析】 2018年2月

栄養成分の成分値やその単位の表示にも細心の注意を。

事件	時期	違反内容
栄養成分表示の誤表記	2018. 2.2	栄養成分表示のうち、たんぱく質の表記を2.0gとすべきところ、小数点(.)が欠落し、誤って2 0gと表記した。

「今後はチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。」

対策は検算をしてね。

具体的な対策として、たんぱく質+脂質+炭水化物+水分+灰分=100(g)になっているかを確認してください。

【注意】

100にならない場合は酢酸やアルコールが配合されているのか確認します。その分を加算します。

※ 回収事故の解説はPage2-2(会員)で記載しています。

【案内】 基本を知る 現行の遺伝子組換え表示

現行のGMO表示では「遺伝子組換えでない」表示が多く目につく表示制度になっています。

I 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの(除草剤の影響を受けないようにした大豆、害虫に強いとうもろこしなど)

① 農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が検出可能とされているもの

ア 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合



「大豆(遺伝子組換え)」等

義務表示

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合



「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

任意表示

ウ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合



「大豆(遺伝子組換えでない)」等

② 組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が、加工後に最新の検出技術によっても検出できない加工食品(大豆油、しょうゆ、コーン油、異性化液糖等)

分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合



「大豆(遺伝子組換えでない)」等

任意表示

II 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの

特定分別生産流通管理された高オレイン酸大豆、高リシンとうもろこし、ステアリン酸産生大豆及びこれを原材料とする加工食品



「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」等

義務表示

大豆は93%、とうもろこしはほとんど輸入品



①大豆:GMO作付面積94%の米国・ブラジルから88%輸入
②とうもろこし:GMO作付面積92%、84%の米国・ブラジルから96%輸入

「消費者庁HP「遺伝子組換え食品の表示制度をめぐる情勢(検討会)」資料から抜粋

現在、市販の柿ピーの中には米の産地がないものもあります。何故だろう？

【Q71】 「柿ピー」の原料原産地表示について、食品表示基準による原料原産地表示と米トレサ法による産地情報の伝達により、どのような表示になるのですか？

※ 解答と解説はPage4-2(会員)で記載しています。

米トレサ法の側面からみた原料原産地表示はどうなるのでしょうか。見てみましょう。

＜米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 抜粋＞

第八条 米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準、農林物資の規格化等に関する法律第十九条の十三第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

⇒食品表示基準で義務表示とされている場合は米トレサ法から除かれています。

食品表示基準による新たな原料原産地制度

米の原産地が重量割合上位1位でないため米の原産地の表示がない場合

重量割合上位1位の米の原産地を、原材料名に対応させて表示すべきか？

米トレーサビリティ法による産地情報の伝達

米が重量割合上位1位未満であっても指定米穀は原産地の情報を伝達する。

米が重量割合上位1位で、米の産地情報の伝達が商品に問合せ先等の表示をしている場合

商品名に
＜国産米
使用＞等と
表示できる

※ 解説はPage5-2(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

原文

Appendix II Checklist for food labels and advertisements

This checklist serves to provide a step-by-step guide to assist food importers, manufactures and retailers to self-check and ensure that their food labels and advertisements comply with the requirements of the Food Regulations before sale/advertising.

Importers, manufactures and retailers are reminded that it is your responsibility to ensure that your food products comply with the safety and specification standards, as well as the labelling requirements stipulated under Food Regulations. You are also required to ensure that the advertisements used for your food products do not carry claims prohibited under regulations 9 and 12 of the Food Regulations.

対訳

付録II 食品ラベルと広告のチェックリスト

このチェックリストは、ステップバイステップのガイドを提供しています。食品の輸入者、製造業者、小売業者が自己チェックし、彼らの食品ラベルと広告が販売/広告前に食品規制法の要件に従うことを保証します。

輸入者、製造業者および小売業者は、それが当該業者の食品を保証するための義務であることに気づかせてくれる。その保証とは、当該業者の食品が食品規則に規定されている表示要件だけでなく安全性と仕様書の基準に従うことです。当該業者は食品に使用される広告が食品規則の第9規則および第12規則で禁止されている強調表示を掲載していないことを保証するためにまた必要とされています。

<単語集>

retailer: 小売業者
as well as: だけでなく

comply with: に従う
stipulate: 規定する

specification: 仕様書

【次号4月につづく】

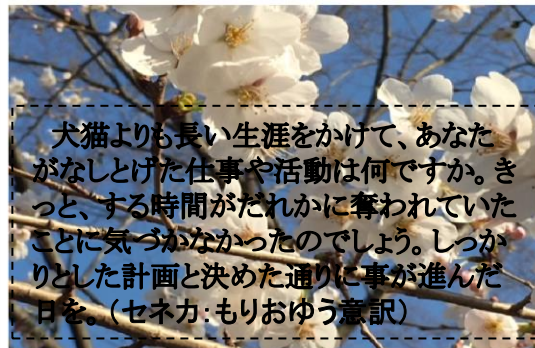
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2018年も実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品法令 【2018年 3月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。